



平 1 7 教 保 第 8 6 8 号  
平成 1 7 年 (2005 年) 1 2 月 9 日

山 口 県 医 師 会 長  
山 口 県 学 校 薬 剤 師 会 長 様

山 口 県 教 育 庁 保 健 体 育 課 長

今冬のノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の予防及び発生時の対応について

平素より学校保健・学校給食の推進に、特段の御理解御協力を賜り感謝申し上げます。

標記の件について、別添写しのとおり、各市町村教育委員会及び県立学校あてに通知したのでお知らせします。

山口県教育庁保健体育課  
学校健康教育班  
担当 久保、吉田  
Tel. 083-933-4675  
Fax. 083-922-8737



平 1 7 教 保 第 8 6 8 号  
平成17年(2005年)12月9日

各市町村教育委員会教育長 様

山口県教育委員会教育長

### 今冬のノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の予防及び発生時の対応について

平素より感染症・食中毒の発生防止対策について、特段の御配意を賜り感謝申し上げます。

さて、本県の感染症発生動向調査によると、今般、感染性胃腸炎の発生が急増しており、また、今後ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の多発する季期を迎えることから、貴管下各学校へ別紙内容について周知徹底を図り、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の予防及び発生時の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

また、感染性胃腸炎や食中毒が集団発生した場合は、別紙様式により所轄の健康福祉センター(保健所)、教育事務所及び県保健体育課へ、FAXにて早急に報告願います。(ただし、インフルエンザは別様式とする。平成17年11月16日付け平17教保第790号参照。)

なお、感染性胃腸炎は、学校における予防すべき伝染病と明確に規定されていませんが、ウイルス性を念頭においた流行性嘔吐下痢症が、学校において予防すべき伝染病の第三種の「その他の伝染病」のひとつとして例示されていることを申し添えます。(参照:「学校において予防すべき伝染病の解説」文部省、平成11年3月)

#### <参照>

- ・冊子 「学校において予防すべき伝染病の解説」(文部省、平成11年3月、各学校へ配布)
- ・ビデオ「平成15年度学校給食における食中毒防止ビデオ ノロウイルス食中毒への対策」  
(独立行政法人日本スポーツ振興センター、平成16年4月各教育委員会へ配布)
- ・平成17年(2005年)12月2日付け平17教保第846号「学校給食における衛生管理の改善及び食中毒の発生予防について」

#### <関連webサイト>

- ・今冬のノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の予防について(山口県感染症情報センター)
- ・山口県の感染症発生動向調査(山口県感染症情報センター)
- ・感染性胃腸炎(国立感染症研究所感染症センター)
- ・ノロウイルス感染症(国立感染症研究所感染症センター)
- ・ノロウイルス食中毒の予防に関するQ&A(厚生労働省)

山口県教育庁保健体育課  
学校健康教育班  
担当 久保、吉田  
Tel. 083-933-4675  
Fax. 083-922-8737



平 1 7 教 保 第 8 6 8 号  
平成 1 7 年(2005 年)1 2 月 9 日

各 県 立 学 校 長 様

保 健 体 育 課 長

### 今冬のノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の予防及び発生時の対応について

平素より感染症・食中毒の発生防止対策について、特段の御配意を賜り感謝申し上げます。

さて、本県の感染症発生動向調査によると、今般、感染性胃腸炎の発生が急増しており、また、今後ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の多発する時期を迎えることから、貴管下各学校へ別紙内容について周知徹底を図り、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の予防及び発生時の対応に万全を期していただきますようお願いします。

また、感染性胃腸炎や食中毒が集団発生した場合は、別紙様式により所轄の健康福祉センター(保健所)及び県保健体育課へ、FAXにて早急に報告願います。(ただし、インフルエンザは別様式とする。平成17年11月16日付け平17教保第790号参照。)

なお、感染性胃腸炎は、学校における予防すべき伝染病と明確に規定されていませんが、ウイルス性を念頭においた流行性嘔吐下痢症が、学校において予防すべき伝染病の第三種の「その他の伝染病」のひとつとして例示されていることを申し添えます。(参照:「学校において予防すべき伝染病の解説」文部省、平成11年3月)

#### <参照>

- ・冊子 「学校において予防すべき伝染病の解説」(文部省、平成11年3月、各学校へ配布)
- ・ビデオ「平成15年度学校給食における食中毒防止ビデオ ノロウイルス食中毒への対策」  
(独立行政法人日本スポーツ振興センター、平成16年4月各教育委員会へ配布)
- ・平成17年(2005年)12月2日付け平17教保第846号「学校給食における衛生管理の改善及び食中毒の発生予防について」

#### <関連webサイト>

- ・今冬のノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の予防について(山口県感染症情報センター)
- ・山口県の感染症発生動向調査(山口県感染症情報センター)
- ・感染性胃腸炎(国立感染症研究所感染症センター)
- ・ノロウイルス感染症(国立感染症研究所感染症センター)
- ・ノロウイルス食中毒の予防に関するQ&A(厚生労働省)

山口県教育庁保健体育課  
学校健康教育班  
担当 久保、吉田  
Tel. 083-933-4675  
Fax. 083-922-8737

## 感染性胃腸炎の予防及び発生時の対応について

### 1 感染性胃腸炎とは

「感染性胃腸炎」という診断名は、ウイルス、細菌などの多種多様な原因によるものを包含する感染性の胃腸炎である。

### 2 学校での対応

- (1) 平素から、**出欠状況の把握と健康観察**を充分に行い、患者の早期発見に努める。
- (2) 日頃から、児童生徒及び教職員に感染性胃腸炎に関する正しい知識と予防方法の周知徹底を図るとともに、**手洗いやうがいの励行**を指導。
- (3) 高熱を伴わない突然の嘔吐と下痢で、ウイルス性を念頭においた感染性胃腸炎「流行性嘔吐下痢症」が疑われる場合、以下を参考に必要があれば、**校長が学校医の意見を聞き、学校において予防すべき第3種の「その他の伝染病」として措置を講ずる。また、集団発生した場合は、まん延防止に適切な措置を講ずる。(教育委員会へ報告)**

※「流行性嘔吐下痢症」(学校において予防すべき伝染病の解説、平成11年3月、文部省を参考)

【病原体】主としてノロウイルス(小型球形ウイルス、SRSV)、ロタウイルス、時に腸管アデノウイルス。

【潜伏期間】1～3日

【感染経路(発症時期)】主として経口感染で、飛沫感染もある。貝(カキなどの2枚貝)などの食品を介しての感染例もあり、食中毒の発生原因になることがある。特に吐物や便の処理の際に感染する2次感染には、十分な注意が必要。糞便へのウイルス排泄期間は、通常では1週間程度、長いときには1か月程度ウイルスの排泄が続くことがある。ロタウイルス、ノロウイルスは冬季に多く、アデノウイルスは年間を通じて発生する。

【症状】嘔吐と下痢が主で、ロタウイルスの場合は時に乳白色の下痢便となる。下痢は2～7日で治まるが、脱水症状に要注意。体調が悪いときは無理をせず、医師の診察を受けることが大切。

【罹患年齢】ロタウイルスやアデノウイルスによるものは乳幼児が多く、ノロウイルスは幼児と小学生に多くみられる。

【治療方法】対症療法が中心。特に脱水症状を治療することが重要。

【予防方法】一般的な感染症の予防方法(手洗い、うがい等)の励行が大切。

【登校基準】下痢・嘔吐症状回復後、全身状態のよい場合は、主治医の判断により登校可能。

- (4) 吐物や便の処理の際に、**2次感染しないよう以下のことに充分注意する。**

- ① 吐物等のふき取り、汚染された衣類等の片づけの際には、使い捨てビニール手袋やマスクを使用する。
- ② 吐物等のふき取りに使用したペーパータオル等や汚染されて衣類等は、衛生的に廃棄するか、捨てられないものは塩素系漂白剤又は熱湯でつけ置き洗いをする。
- ③ 吐物のあった床等は、**次亜塩素酸ナトリウム**(塩素濃度約200ppm:市販の塩素系漂白剤の塩素濃度は5～6%なので250倍に希釈)で浸すように拭き取る。(塩素ガス発生に注意)
- ④ 嘔吐物等の処理をした後は、必ず十分な手洗いやうがいを行う。

- (5) トイレの取っ手や水道の蛇口等は、定期的(流行時は頻繁)に消毒液で拭く。

- (6) 体調不良児童生徒には、激しい運動や部活動等を控えさせる。**給食当番をさせない。**

### 3 学校給食施設での留意事項

- (1) 給食従事者に下痢等の症状がある時は、調理作業に従事させない。
- (2) 給食従事者は手洗い及び食材の加熱調理の温度確認を確実にを行う。
- (3) 「学校給食衛生管理の基準」に基づき、衛生管理を行うとともに、日常点検項目の確認を確実に実施する。

## 別紙様式

## 学校における伝染病・食中毒発生報告

1	学 校 名																	
2	学校の所在地																	
3 伝染病・食中毒の発生状況	(1)病 名																	
	(2)発生年月日																	
	(3)終焉年月日																	
	(4)発生の場所																	
	(5)患者数・欠席者数及び死亡者数	区 分 学 年	児童生徒数			患者数			欠席者数			入院者数			死亡者数			備考
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		第1学年																
第2学年																		
第3学年																		
第4学年																		
第5学年																		
第6学年																		
計																		
	(6)発生の経緯																	
4	患者及び死亡者発見の動機																	
5	伝染病・食中毒の発生原因																	
6	伝染病・食中毒の感染経路																	
7	臨床症状の概要																	
8	(1)学校の処置																	
	(2)学校の管理機関の処置																	
	(3)保健所その他の関係機関の処置																	
9	都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																	
10	その他の参考となる事項																	

注 1 職員について該当者があったときは、(5)の備考欄に該当人員を記入すること。

2 共同調理場の場合は、(5)に伝染病・食中毒の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。

3 インフルエンザ様疾患については、別様式とする。